平成8年度

教育研究員研究報告書

公 民 科

東京都教育委員会

教育研究員名簿

No.	学 区	1.00	ž	学	ŧ	交	名			E	Ę	ź	<u> </u>
1	1	都	立	大	森	高	等	学	校	渡	邊	勝	人
2	2	都	立	明	正	高	等	学	校	上	原		悟
3	2	都	立	玉	Щ	高	等	学	校	Ш	本		Œ
4	3	都	立	永	福	高	等	学	校	小	寺		聡
5	4	都	立	高	島	高	等	学	校	富	森		浩
6	5	都	立	蔵前	I.	業	高 等	学	校	髙	橋	朝	子
7	6	都	立	第三	商	業	高 等	学	校	渡	邊	範	道
8	8	都	立	秋	Ш	高	等	学	校	松	澤		徹
9	9	都	立	田	無	高	等	学	校	須	藤	展	ΙE

担 当 教育庁指導部高等学校教育指導課 指導主事 上村 肇

目 次

研究主題 多様化している現代社会の中で、自己の価値に関する 思索を深め、人間尊重の精神に基づいて、諸問題を解決 していく能力を養う指導の工夫

I		主題設定の理由と研究の経過	
	1	主題設定の理由	
	2	研究の経過	2
П		これからの地球市民としての生き方	3
	1	研究内容と方法	3
	2	指導計画	
	3	指導案	5
	4	資料 ······	8
Ш		高齢化社会における尊厳ある生き方	9
	1	研究内容と方法	9
	2	指導計画	9
	3	指導案	9
		〔「倫理」での指導案〕	9
		〔「政治・経済」での指導案〕	
	4	資料	14
IV		人権保障の発達と基本的人権の保障	15
	1	研究内容と方法	15
	2	指導計画	16
	3	指導案	18
		〔「マスメディアと人権」についての指導案〕	18
		〔「知的所有権」についての指導案〕	21

研究主題 多様化している現代社会の中で、自己の価値に関する思索を深め、 人間尊重の精神に基づいて、諸問題を解決していく能力を養う指導の 工夫

I 主題設定の理由と研究の経過

1 主題設定の理由

現在、わが国においては、情報化・国際化・高齢化などが急速に進展するなどの社会の変化に伴って、様々な新しい問題が発生している。たとえば、情報化の進展は、個人情報の漏洩などプライバシーの保護をめぐる問題を発生させ、高齢化は、高齢者がどのようにして生き甲斐のある生活をしていくか、また、社会が高齢者をどのように支えていくかというような、高齢者の問題を深刻にさせている。

世界においても、多極化が進むなかで各地で政治的・経済的・宗教的な紛争から難民問題を 発生させ、また、地球的規模での環境破壊が一層激しく進行している。

本部会では、このように多くの課題をかかえた現代の社会を生きる生徒に対して、公民としての資質を養うためにはどのような指導が有効であるかを検討した。そして、社会的連帯感や責任感の低下による心の荒廃がみられる現代においては、人間尊重の精神に基づいて思索を深める学習が重要であると考えた。そこで、自己の価値観を形成するに当たり、人間の尊厳を大切にするという基本姿勢に立って、社会の諸問題を生徒自らが解決する能力の育成を目指して、本研究主題を設定した。

2 研究の経過

まず、各研究員の日々の授業での取り組みの中から、本年度の研究主題にふさわしい課題をもち寄ることからはじめた。「倫理」を主に担当する者3名、「政治・経済」を主に担当する者6名が、それぞれの授業実践で明らかになった問題を検討し、めまぐるしく変化する現代社会の中で登場してきた新しい事象について教材化することを試みた。その結果、本年度の研究では、①沙漠の緑化を題材とした地球環境からのアプローチとして「これからの地球市民としての生き方」②「高齢化社会における尊厳ある生き方」③「人権保障の発達と基本的人権の保障」に関わる問題の中で「マスメディアと人権」及び「知的所有権」、をとりあげた。本部会では、以上の3テーマに焦点を当て、それぞれの研究班に分かれて共同研究をすることとした。

次に、設定したテーマに沿った研究内容を各研究員がそれぞれ提案し、研究協議を重ねた。 多様化している現代社会をどのような視点でとらえるかという認識と、生徒が、周囲に流されることなく自己の思索を深めて各自の価値観をしっかりと確立していくための方向づけをすることの大切さを確認した。そこで、人間尊重の精神を基調に置き、多様化している現代社会の様々な問題を解決する学習を通して、人間としての在り方生き方に関する考察を深める指導内容・方法の研究をすることにした。

Ⅱ これからの地球市民としての生き方

1 研究内容と方法

- (1) 21世紀に向けた倫理の学習の枠組みについて
 - ① 従来の「倫理」の学習では、数多くの哲学者・思想家の思想について学習することに 重点が置かれることが多く、「今、ここに生きている私」が「これから、どのように生 きようとするのか」ということについての学習が十分に行うことができない傾向もみら れた。本グループでは、生徒がどのように生きていくかについての思索を深めることを 目指し、「よりよい生き方とは何か」という主題を倫理の授業でどのように展開してい くかについて検討を行った。その際、人間が地球上に生きる多様な生物の一つであるこ とを認識し、人類や地球環境といった広い視野に立って考えることができるように工夫 した。

個人の生き方は、本人をとりまく生活や社会の環境、時代の思潮といったものを抜きにしては考えることができない。いかなる個人も時代の精神を呼吸し、時代のかかえる問題状況に影響を受けながら生きている。個人が自らの生き方を考えるときも、自分を取り巻く環境を意識し、その中から自分にとって好ましいものを選びとって生きている。しかし、高度に発達した流通網と情報網をもつ肥大化した現代社会の中で、金銭さえあれば物やサービスが得られる環境の中で育った青年にとっては、人間にとって何が基本的に大切なものかを見分けることは容易ではない。また、自分たちの物質的な欲望の充足が、地球環境や開発途上国の状況とどのように関係しているかに気付くことは難かしい。とかく個人的な消費生活にのみ目が向きがちな青年に、今日、人類に課せられた問題が何であるかを自分自身の問題として認識させ、頼もしい21世紀の担い手としての成長をいかにして促すかが、「倫理」の学習や教育の正念場ともいえる。

- ② 21世紀を迎える人類に課せられた諸問題とは何か、それらをどのような倫理観に基づいて考え、解決していくべきかの図式例を、次頁に示した。この図が示すように、今日、我々がかかえている様々な問題群は、人類の生き残りがかかった地球環境問題を筆頭に、いずれも解決困難な問題ばかりである。その問題解決への正しい方向を考えながら生きていくことが、今、我々に求められており、倫理の学習もその点に配慮していくことが大切である。そして、ただ人類が地球上に生き残るためだけの技術論ではなく、生き残った上でなおいかに生きていくかを問うことが、倫理の学習の課題といえる。その意味で、これからの倫理の学習では、新しい地球共同体の倫理ともいうべきものを確立していくことが必要である。これに関して倫理学者の大谷愛人が整理した、新しい倫理の5つの転換をあげておく。
 - ア 人間中心の倫理から「生への畏敬」の倫理へ
 - イ「自己」の意味への無関心の状態から、「人間としての自己」の意味への目覚めをも つことへ(すなわち「意味への指向性」)
 - ウ 人間としておかれているが故に、その「自己」に託されている「他者」に対する 「使命」と「課題」に目覚めること(すなわち「共苦と共同の論理に生きること」)

21世紀の社会に応じた新しい「倫理」の構想

研究主題

「多様化した現代社会の中で、自己の価値に関する思索を深め、 人間尊重の精神に基づいて、諸問題を解決していく能力を養う 指導の工夫」

<現実の世界> (研究主題) 多様化した現代社会 時代・社会の中心的な価値の喪失 自我の孤独 → 人間的な共同体(故郷)の回復 自由な民主社会 → 価値の相対化 と不安 または、全体主義的雰囲気への埋没・熱狂 例 ニーチェ「神の死」 - 社会組織の巨大化、人間疎外 「人間としての自己」の意味への目覚め 例 キルケゴール 他者・生命あるもの・自然に囲まれ、それらに支 えられて生きている人間の在り方についての自覚 <自己のあり方> (研究主題) 自己の価値に関する思索 → 孤立的な「自己」の意味への無関心状態 「『人間』であるが故に、自己に託されている <これからの課題> 他者に対する『使命』『課題』の自覚』* 「共苦と共同の論理に生きること」* (研究主題) 人間尊重の精神に基づく問題解決 例 神谷美恵子「生きがいについて」 ともがら(倫)の理としての「倫理」の回復 「21世紀問題群」** =人類社会に課せられた課題 ①地球環境 資源・エネルギー 「人間中心 (エゴイズム) の倫理から、 人口・食糧 『生への畏敬』の倫理へ』* 例 シュヴァイツア・ 温暖化 問題 環境破壊・汚染 砂漠化 酸性雨 核兵器 廃棄物に よる汚染 21世紀の 新しい倫理観 戦争・地域紛争 難民問題 ②国家 -民族 経済難民 人権 環境難民 「欲望横溢の社会とその勢位のもとでの 紛争による難民 財政 生活」から「節制と充足を体質とする 社会と生活」への転換 * 取り ③宗教 組み → 人類社会の融和 ◇人間中心的発想 → 環境・生態系と 競争・開発の原理 生きがい → 精神的豊かさ ④高齡化 社会保障 → 財源の問題 ◇利潤・財貨優先主義 → 人権の尊重 社会 労働力の減少 → 外国人労働者の問題 ◇排他的民族主義 → 人類の連帯意識 ⑤高度情報化 マスメデイア → 情報操作 民族共存の原則 コマーシャリズム → 大量消費社会 -社会 個人のプライバシーの保護 知的所有権 (本指導案の具体例) 情報公開 → 市民に開かれた民主社会 遠山正瑛の沙漠緑化事業 と市民のボランテイア インターネット → 世界に開かれた市民

21世紀の地球文化 ・人類文化の創造

(補足)

(ア)上記の表は、今回の研究主題にそって考えた「倫理」の全体計画の案である。左側に「21世紀問題群」と題して示された人類 社会の諸問題に対し、それを解決する倫理の基本的な在り方として、右側の「21世紀の新しい倫理観」が対応している。過去における思想史的な配列を中心とした「倫理」の枠組みを脱却し、人類社会が直面している現実の問題を認識し、それらの諸問題を解決する ための指針となるような新しい倫理観の確立を目指したものである。なお*印の語句は、以下の著書から引用した。

^{*} 大谷愛人「倫理学講義」勁草書房

^{**}中村雄二郎「21世紀問題群」岩波書店

⁽イ)沙と砂について 遠山正瑛は水に乏しいという意味での「沙漠」を使い、砂沙漠を意味する「砂漠」は使わない。ただし著書の 題名では両方が使われている。

- エ 「欲望横溢の社会とその勢位のもとでの生活」から「節制と充足とを体質とする社会」へ
- オ 「文化」創造に対する根本的態度の転換~他者の関心をひこうとする他人指向的な 「表現形式」追求第一主義から、精神的なもの、人間の根本価値、人間性を本質とす る「内実根拠」追求第一主義へ

以上の5つの点は、これからの社会における倫理的な課題を示したものであるが、本グループでは、こうした倫理的な課題を踏まえた生き方をしている人物を取り上げて教材化し、生徒が自分の生き方について考えることができるよう工夫した。

- (2) 「地球市民」としての生き方の学習
 - ① 遠山正瑛の中国での沙漠緑化の事業の実践例を通して、自然環境を守る地球市民としての生き方を学ぶ。
 - ② 市民のボランティアによって成り立つ沙漠緑化事業が、農地の回復、食糧問題の解決、 日中の国際交流に貢献し、世界の平和につながる具体的な道であることを理解する。
 - ③ 生徒が身近な環境問題とその解決を討議し、地球市民としての生き方を考える。

2 指導計画

学習指導要領の「倫理」の「(2)現代社会と倫理」の「イ 現代社会を生きる倫理」に示された「自然や科学技術と人間のかかわり」の内容を、5時間で扱う。

第1時限

近代自然科学の成立:16~17世紀の西洋の近代自然科学の誕生

第2時限

地球環境問題:環境の破壊と汚染

第3・4時限 地球環境問題の解決の実践例:沙漠緑化の事業(本時)

第5時限

環境倫理:地球の生態系に対応した人類の文明の在り方

3 指導案

(1) 本時のねらい

「これからの地球市民としての生き方」について、2時間の連続授業で学習する。

第1時(第3時限)

解決困難な問題でも、自己の使命を自覚して、生涯をかけて取り組んでいる人がいることを、沙漠緑化運動の実践者遠山正瑛の生き方を通じて認識する。

- ① 沙漠緑化の積極的意義として、遠山正瑛の「緑の平和論」を理解する。
- ② 人間としての「自己」に託されている、「他者」に対する使命と課題に目覚める生き方を理解する。

第2時(第4時限)

これからの地球市民としての生き方の方向性を認識する。

- ① 緑化事業を例に、これからの望ましい国際協力の在り方を考える。
- ② 地球の環境問題の解決に向けて、自分たちが実践できることについて考える。

(2) 展開例 (100分)

学習項目	学	習	活	動	指導上の留意点
沙漠化につい	• 地球環境問題の	の一つでは	ある「沙湾	莫化」について	「自 ・グループごと

	て	分の知識を確認する。	に着席させる。
導入		① 沙漠化はどれくらいの速さで進むのか。	・OHPとワーク
10		② 沙漠化の原因は何か。	シートを利用す
分		③ 沙漠化が人類にどのような影響を与えるか。	る。
	沙漠緑化の実	・沙漠化の問題を、どうしたらよいと思うか。	• 沙漠緑化運動
	践	① 沙漠緑化の実践者 遠山正瑛についての学習	を紹介した新聞
	「他者」への	ア 生涯のあらましについての説明	を読ませる。東
	使命に目覚め	イ 中国の沙漠緑化に取り組むようになった、実	京新聞(1995.6.
	る	存的な契機について	26) サンケイ新
	中国のかかえ	ウ 今日の中国の人口問題について	聞(1995.7.6夕
	る人口問題	~一人っ子政策、黒孩子、盲流などの諸問題	刊)
	沙漠緑化の意	ェ 遠山正瑛の「緑の平和論」	・ワークシート
	義	~中国で沙漠緑化が実現可能なことを実証し、	を利用して、遠
		それを端緒として世界の沙漠緑化事業へと発展	山正瑛の略歴、
展		させ、沙漠地域の住民の貧困をなくし、紛争や	中国の人口問題
	,	戦争の原因のひとつを取り除いて、世界平和の	を学ばせる。人
開	17 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A 2 A	実現に貢献しようとする考え方。	口問題が人々の
	沙漠緑化の実	② 沙漠緑化事業についての学習	人権を損なう原
70	践	ア ビデオ学習(15分)	因ともなってい
		ポプラ100万本植林達成の具体的取り組み。	る点を強調する。
分	国際協力の在	イ 植林活動の実践から、国際協力の在り方を考	・ビデオ(15分)
	り方	察する。	を利用する。
		a 中国人の現地雇用~<牧民>を<農民>へ・・	(日本沙漠緑化
		現地の住民の現金収入の増収を図り、生活を	実践協会制作の
		安定させ、家畜の過放牧による沙漠化を防止	ビデオ)
		する。	・植林事業が現
		b 日本人ボランティア「緑の協力隊」による	地の人々の生活
		日中の民間交流・・・地球市民による市民運	と結び付いてい
		動へ。市民レベルの交流による相互理解で平	る点などを、ワー
		和の礎をつくる。	クシートでまと
		c 国内での緑化協力活動・・・紙コップ集め	めさせる。
ま	生徒自身の問	① 遠山正瑛の生き方から学んだこと、感想などを	・バズ学習を行
と	題への関わり	話し合う。	ない、代表者に
か 20	方を考える	② 身近な環境問題の解決に向けて、自分たちの出	グループの意見
分		来ることは何かについて話し合う。	を発表させる。

(3) 評価の観点

① 次の事項について、生徒が自分の言葉で説明できるか。

- ア 沙漠化の原因
- イ 沙漠緑化の意義~「緑の平和論」の考え方
- ゥ 「地球市民」による市民運動を通しての、望ましい国際協力の在り方と条件
- ② 地球の環境問題を生徒が自分自身の課題として受けとめ、身近な環境問題に対して自分がどのような行動がとれるかを考え、自分の意見としてまとめて発表できるか。
- ③ ホームルーム、生徒会、ボランティア活動など、授業以外の活動の場における実践的な行動として、学習内容を発展的に生かすことができるか。

(4) 分析と考察

「これからの地球市民としての生き方」、すなわち「他者」に対する使命と課題に目覚める生き方が、実際の授業を経て生徒にどう伝わったかを見ることにしたい。

まず、遠山正瑛の生き方については、素直に「感動した」、「すごい」、「尊敬できる」、「夢を人々に与えることのできる人」、「自分の生涯を現役でい続けようとする精神は見習うべきものがある」と、大多数の生徒が肯定的な感想を述べている。そして、彼の将来を見通した長期的展望と緻密さについて、「一般のボランティアより一段高い所にいる」と評した生徒もいる。また、「沙漠緑化の話しを聞いて半分信じられなかったが、ビデオで実際の映像を見て実現できると分かった、将来お金を貯めて自分も植林活動に参加したい」という声もあった。また、もっとマスコミや教科書で取り上げるべきだという意見もあった。

次に身近な環境問題については、ゴミ問題(分別収集、リサイクル、ポイ捨てしない)をあげるものが圧倒的に多かった。なかには「今までいい加減にゴミを捨てていた自分が恥ずかしい。これからはきちんと分別したい」という反省もあった。実際に授業の後でゴミの分別状況がよくなったクラスもあった。その他、紙を無駄にしない、酸性雨対策として自動車の使用を控える、川を汚さないなどがあげられていた。

最後に、「地球市民の生き方」について述べた感想をあげておく。

「私はこれから先、つねに『自分は地球に対して何ができるか』という事を心において行動しようと思います。・・・人間が人間であるためにも、『地球に対して何ができるか』という事は欠かせない事だと思います。」、「これは他人事じゃなく自分たちひとりひとりの問題だから、誰も逃げないで真正面からこの問題について考えていきたい。」、「自分たちにとって、その時だけのよいことにふりまわされないで、もっと永い目で見て、本当はどうするべきかを考えなければならない。考えたら、それを行動に移さねばならない。それが自分の人生にも、自分の子孫の人生にも大きくかかわることを、考えなくてはならないと思う。」、「楽をすることを中心に考えていくよりも、自分たちの住んでいる地球のことを中心に物事を考えるべきだと思う。私たちは地球に住まわせてもらっているのだから、感謝しなければならない。」、「私が人間として生まれてきた意味・目的、そして、人間は本当は何のために生きているのか、その答を、彼の人生を知ることにより少し分かったような気がします。」

(5) 参考文献

- ① 遠山正瑛「沙漠緑化に命をかけて」TBSブリタニカ
- ② 遠山柾雄「沙漠緑化への挑戦」読売新聞社
- ③ 大谷愛人「倫理学講義」勁草書房

4 資料 ワークシート

- 沙漠化の原因について
 - 東南アジアやアマゾンの熱帯雨林の開墾・開発

発展途上国における《人口》の増加 -

((焼き畑)) などによる農地の拡大ト

多すぎる家畜の《過放牧》 b

生活燃料としての (薪)の伐採 -

土壌の荒廃・((風食))

による表土の喪失

社会の工業化による弊害

a 先進国による建築材・パルプ材としての《木材》の伐採-

b 生活用水・工業用水のための《地下水》のくみすぎ

c 工場や自動車などからの《二酸化炭素》の排出が原因と

なる (温室) 効果 → 地球の (温暖) 化

地球の 沙漠化

1年に (6万) kmが →沙漠化している。 日本の国土にあては めれば《九州》と (四国)を合わせた 面積に相当する。

中国の人口問題

現在およそ《12億》人の人口をどのように養うかの問題

- 中国政府の《一人っ子》政策
 - → 戸籍をもたない ((黒孩子 [へいはいず])) の増大とその 人権の問題 → 推定 (7000万)) 人
- 農村部の貧困 → 都市部への人口の流入= (盲流)の問題
- 食糧・資源・ (エネルギー)) の不足

Ⅲ 遠山正瑛の略歴

1906年 山梨県で生まれる

京都帝国大学農学部卒業(27歳) 1934年

1935年 中国に留学 [華北を視察] (28~29歳) → 《日中》戦争が始まる

1942年 旧制鳥取高等農林学校の教授となる(35歳)

1948年 鳥取大学農学部の教授となる(41歳)

1963年 鳥取大学付属砂丘研究施設長となる(56歳)→《鳥取砂丘》の農業利用を研究

1972年 鳥取大学を退官 (65歳) →この年に (日中) 国交の回復

1984年 鳥取に沙漠開発研究所を開設する

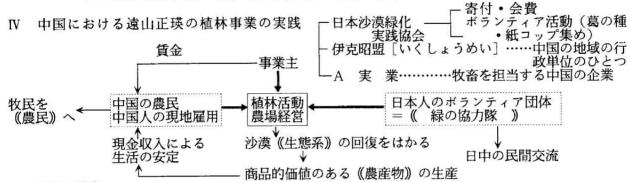
中国沙漠開発日本協力隊を編成する(77歳)

中国の沙坡頭[さばとう]で《ブドウ》栽培のモデル農場を作る

日本沙漠緑化実践協会を設立(84歳) 1991年

クブチ沙漠の恩格貝 [おんかくばい] で ((ポプラ)) 植林100万本を達成する (88歳) 1995年

1996年 現在、次の段階として200万本植林を目標に継続中である 子の遠山柾雄、孫の寿子も沙漠緑化の運動を継承している



V 緑化の技術

- 1 砂の移動を防止するために ((草方格 [そうほうかく])) を作る
- 2 植生の回復・黄河の洪水対策として((葛))を植える
- 3 牧柵 [家畜の過放牧対策]・住宅材・薪として利用するために ((ポプラ)) を植林する
- 苗木の活着率の向上のために保水剤を使用する

Ⅲ 高齢化社会における尊厳ある生き方

1. 研究内容と方法

医療技術の高度化などにより、平均寿命が伸びるとともに、高齢化社会が急速に到来している。その結果、高齢者の尊厳ある生き方とは何かが問われはじめている。そこで、このテーマに基づいて、在宅介護の問題について、「倫理」と「政経」のそれぞれの観点からアプローチを試み、「生徒が自ら考え解決していく姿勢」を育成することをねらいとした指導案を作成した。

◎在宅介護の共通事例

「倫理」- 痴呆老人の心の問題の観点から、生命への畏敬の立場に立って尊厳ある生き 方とは何かを考えさせる。

「政経」-高齢者福祉の制度の観点から、今後の日本の社会保障の在り方について考え させる。

(注)日本は1994年に高齢化率が14%を超え、国連の指針で言う「高齢社会」の段階に入った。本稿では「高齢社会」ではなく、従来の用語である「高齢化社会」で統一することにした。

2. 指導計画

「倫理」では、学習指導要領(2)「現代社会と倫理」の(イ)「現代社会を生きる倫理」で扱い 5 時間で学習する。第 1 時限では「人間の尊厳と生命への畏敬の思想」、第 2 時限が本時、第 3 時限では「インフォームド・コンセント」、第 4 時限では「安楽死、尊厳死」第 5 時限では「脳死・臓器移植」を内容とする。

「政治・経済」では、学習指導要領(3)「現代の経済と国民生活」の(ウ)「現代経済と福祉の向上」で2時間で扱う。第1時限では日本の社会保障制度とその特徴及び問題点について学習し、第2時限が本時である。

「倫理」では「生命の畏敬」の立場から痴呆老人の心の問題に目を向けさせながら、社会全体の「支えあい」のシステムの重要性に気付かせ、「政経」では「倫理」での学習を受け、高齢者福祉のシステムについて学習する。その際学校所在地のA区の高齢者福祉制度から高齢者福祉の在り方について考えていく。

3. 指導案

〔「倫理」での指導案〕

(1) ねらい

前時で学習したことを踏まえ、在宅介護の事例を通して生命の価値をめぐる問題を扱い、人間の尊厳への考察を深めながら、高齢化社会の問題を自己の問題としてとらえ、具体的な対処方法等について考えさせ、自ら解決していく姿勢を育成することをねらいとする。

(2) 展開例

	学習項目	学習活動	指導上の留意点
導	人間と動物との 相違	人間だけが思いやりを示せることに気付く。	・簡単な例をあげる。
入	マザーテレサの	• 「死を待つ人の家」の例を示し、人間	・マザーテレサの経歴も簡
5 分	事例	はお互い助けあうべきだというマザーの	単に説明する。
73		思想を理解する。	
	(1) 高齢化社会	• 「高齢化のスピード国際比較」の資料	・資料から気付いたことを
	の到来	から急速に高齢化社会が到来し、老人の	発表させる。
		人間としての生き方が問われはじめてい	,
		ることに気付く。	actical fill to company face on their Agendria at the
	(2) 在宅介護の	・「ほとんど面倒をみてもらえない孤独	・数人に発表させ、気付い
	孤独な痴呆老	な老人」の事例を基に、在宅介護の介護	たことについて感想を記入
	人の事例	者と介護される人の各々の立場に立って	させる。
展		相手にあてた手紙を書き感情を疑似体験	
		する。	F-14-346-TF-1
	(3) 痴呆老人の	• 「ぼけたら判断力がなくなって自分で	・「尊厳死」の意味にも簡
開	問題行動	決定できなくなってしまうが、尊厳死を	単に触れさせる。
	① 尊厳死を	とるか延命治療をとるかという場合には	(異なる立場については) 本時の後半で触れる
	希望する立	自分は尊厳死を希望している。」という	、本時の後午で触れる
3	場の意味	意見の背景に、人間の自律に尊厳性を認めようとする思想があることに気付く。	
	② 痴呆老人	・ぼけることへの偏見の資料を読み、痴	• はじめの感想とこの資料
_	への先入観	呆については問題行動にばかり焦点をあ	を比較させ、気付いたこと
5	マンプログへ転光	てられ、本人の心の動きについてはほと	を書き出させて、自己の陥
		んど触れられていないことに気付く。	りがちなものの考え方の特
分	③ 痴呆老人	・痴呆老人の何かを見抜く心の鋭さを示	質を振り返らせる。
73	の中に人間	した資料から、自己決定できない中にも	
Ì	の尊厳を認	人間の尊厳性が存在しているという立場	
	めていこう	の主張の意味を考える。	
	とする立場	・背景に「生命への畏敬」の思想がある	・前時で扱った「生命への
		ことに気付く。	畏敬」の立場の思想(ガン
			ジー、シュバイツァー等)
			にも簡単に触れさせる。
-			

	ょ	<	生	き	る	٤	は	
ま								
٤								
め								
10								
分								

・「家族による痴呆老人の在宅介護の限界 ・野木裕子「あなたの親が倒の事例」(共通事例)を読む。 れたとき | 新潮社などをもと

[事例] 痴呆状態の老母が家の中で物を手当たり次第に投げるようになり、息子夫婦は困惑した。老母が便を失禁したときに息子が手を上げたところ、老母が息子につかみかかってきた。息子の子どもたちがこの様子を息を詰めて見ていたことから、息子は老母の施設入所を考えるようになった。

は老母の施設入所を考えるようになった。

• 「生命への畏敬」の立場から、様々な解決策を考え、それぞれの長所と問題点を整理する。

- ・野木裕子「あなたの親が倒れたとき」新潮社などをもとに、内容を整理して事例のプリントを作成する。
- 気付いたことを数人に発表 させる。
- ・社会全体の「支えあい」の システムがなければ解決でき ない問題があることに気付か せ、政経での学習への問題意 識をもたせる。

(3) 評価の観点

- ① 在宅介護の問題点を理解できたか。
- ② 異なる立場を踏まえながら自己の見解を明確に表現できたか。
- ③ 現在かかえている高齢者福祉の在り方について、生命への尊重の立場から自分なりの見解がもてたか。

(4) 分析と考察

- ① 具体的事例を考察していくに当たって、まず相手の立場に立った感情体験をさせることに努めた。この点について、相手に手紙を書くという手法(「ロール・レタリング」)を活用し、誰にも気がねなく自由に率直に自己の感情を表現させ、双方の立場を自分の心の中で疑似体験させることをねらいとした。短い時間の中では、イメージが膨らみづらく、あまり具体的な内容は見られなかった。むしろドラマの一部を見せて、セリフを作らせる展開の方が取り組みやすかったようにも思われる。
- ② 痴呆老人への先入観をきっかけに、自己の陥りがちなものの考え方の特質を振り返らせたが、はじめの感想と見比べられるワークシートがないと、自分の心の問題を摑みづらい印象をもった。
- ③ 最後の問題解決の方法のメリット・デメリットの整理と「支えあい」のシステムへの気付きのつながりが、スムーズにいかなかった。もう1時間程度時間をかけ、グループ活動でアイデアを出しあう中で、デメリットを解決していく方法を模索させていった方が問題意識が深まったように思われる。

(5) 参考文献

高橋道子「老人介護365日」春秋社 沖藤典子「誰が老いを看るのか」ミネルヴァ書房

ぼけの老人をかかえる家族の会「ぼけとたたかう」新日本新書 藤野信行「介護のこころをさぐる」福村出版

〔「政治・経済」での指導案〕

(1) ねらい

前時(第1時限)で学習したことを基に、現在の日本がかかえる社会保障の問題点を、 高齢化社会の視点から考える。この時間は、家族による高齢者の在宅介護の限界から出発 し、まず高齢者福祉制度にはどのようなものがあるのかを知る。そして現在の高齢者福祉 制度の問題点を認識し、今後のよりよい高齢者福祉を主体的に考えていく一つのきっかけ となることを目標とする。

(2) 展開例

	学習項目	学 習 活 動	指導上の留意点
導入 5 分	高齢者福祉の問題点と在り方について	・前時で学習した現在の日本の社会保障制度とその特徴及び問題点を踏まえ、高齢者福祉(「倫理」で学習した「社会全体の支えあい」のシステム)の問題点と在り方について考える、という課題を掴む。その際身近な具体例を基に本校の所在地であるA区の高齢者福祉制度から考える。	・本日の課 題を簡単に 説明する。
展開40分	在宅介護の具体 例とその について 現在の高が者福 社(A区)につい て)	・「家族による痴呆老人の在宅介護の限界の事例」(共通事例)を読む。 ・この状態を改善するためにはどのようにすべきなのか率直に思うことを発表する。 ・現在のA区の高齢者福祉制度(①在宅介護②在宅外介護)の内容と問題点の説明を受ける。 ・次にA区の高齢者福祉制度を利用した場合、上記の具体例の状態を改善するためにはどのようにすべきか①、②のそれぞれについて考える。 (ア)(①については日常生活の時程を基に)、高齢者福祉制度の内容を選択する。 (イ) 選択した高齢者福祉制度の内容の月当たりの出費、問題点をあげる。	・う・見・う・プ記・見をかる間料意ンさ名間はたにる意。
	今後の高齢者福	・A区の高齢者福祉制度の現状と課題をまとめ、今後の	

	祉の在り方につ	高齢者福祉の在り方を考える一つのきっかけとする。	-
まと	いて		
8			
5分			
71			İ

(3) 評価の観点

- ① 高齢者福祉の問題点を自己の身近な問題としてとらえ、また具体例な内容について認識できたか。
- ② 現在かかえる高齢者福祉の課題を理解できたか。
- ③ 今後の高齢者福祉の在り方について関心をもつことができたか。

(4) 分析と考察

① 痴呆老人の状態とその介護に当たる家族の状況の生々しい具体例は、生徒に強い関心を呼び起こし、最初の「この具体例の状態を改善するにはどのようにすべてきなのか」では、予想以上の活発な意見が出された。

A区の高齢者福祉制度の具体例な内容については、そのことをまとめたプリントで説明を行った。全体の内容の説明に時間がかかり、イメージが湧きにくかったようである。ビデオ(A区の高齢者福祉制度を説明)を利用し、視覚に訴えた説明を行えば、もっと効果的に理解できたのではないかと思われる。生徒の意見では、多くの者がA区の高齢者福祉制度が非常に多くの種類のあることに驚いていたが、大まかな内容については認識できたのではないかと思う。

- ② 実際にこの具体例の状態を想定して、A区の高齢者福祉制度を利用するという作業を行うこと(用意したワークシートに記入)により、この課題の認識を深めることをねらいとした。時間の関係上、資料に予想される長所短所を、あらかじめ一部提示したが、時間があれば議論などを通して、生徒がまとめていけるようにしたら、さらにこの課題の認識を深められたのではないかと思う。
- ③ 高齢者福祉の今後の「在り方」を考える一つのきっかけをつくることで止めた。しかし(2)についての意見がでているので、指導案の「まとめ」をさらに発展させ、「在り方」を考えていけるような内容につなげられるよう、指導案を作成していく必要があると思った。(3時限構成とし、第3時限にその内容を行うことも考えられる。)

(5) 参考文献

山井和則、斉藤弥生 体験ルポ「日本の高齢者福祉」岩波新書 野木裕子「あなたの親が倒れたとき」新潮社

「せたがやの社会福祉」(総合編)他、世田谷区福祉部編の資料

4 資料

(資料1)ロール・レタリングの実践

ロール・レタリングは、過去を想起し、現実を直視することによって思考を巡らしながら 当事者二者の立場に立って、それぞれの気持ちや考えを相手に訴えるという仮想書簡文であ る。こうした過程の中で課題が焦点化され、自己の問題性への気付きが深まっていくことを ねらいとする。生徒の書いた内容には次のようなものがあった。

- (1) 痴呆老人から介護者(家族)への手紙
 - ①「私が寝たきりの生活を送りはじめて、もう8年。キヌ子さんには、いつも私の介護をしてもらっている。ありがたいと思っている。が、私は、少しでいいから外に出たいのだ。なのに私は一人では、外に出ることができない。だから手伝ってほしい。それに、普段身のまわりの世話以外にも話しかけてほしい。私はさびしいんです。」
 - ②「子どもに冷たくされて腹立たしい。迷惑かけるだけならば死んだ方がいいかもしれない。」
- (2) 介護者(家族)から痴呆老人への手紙

「いつもおじいさんにはすまないと思っています。できればもっとお世話をしてあげたいけれども、昼間は私一人で家の用を片付けなければならないし、とても忙しいんです。私も努力しますが、私の体ももう年です。少しは考えてください。」

これらの多くは、相手に対して内心にうっ積する反感、憎悪などを訴えることに止まりが ちだった。交信相手を取り巻く他の人々の態度や立場など、思考範囲を多角化させて相手 の立場をもう少し具体的に考えるよう方向付けをする必要があったように思われる。

(資料2)世田谷区の高齢者福祉についてのワークシート

* 今回の例は、70歳以上、寝たきりに相当するものとする。それぞれ利用しない場合も長所、 短所は記入すること。在宅介護と在宅介護以外の介護の両方を考える。

〔在宅介護〕

- 1. ショートステイについて
 - (1) ショートステイを利用しますか。
 - (2) 利用する場合、何日から何日までを考えますか。
 - (3) かかる費用は月いくらですか。
 - (4) 長所、短所はどのような点ですか。
- 2. デイサービスについて
 - (1) デイサービスを利用しますか。
 - (2) 利用する場合、週2回までですが その他はどうしますか。
 - (3) かかる費用は月いくらですか。
 - (4) 長所、短所はどのような点ですか。
 - 3. ホームヘルパーについて
 - (1) ホームヘルパーをたのみますか。

- (2) 利用する場合、何曜日、何時から何時までに時間を設定しますか。
- (3) かかる費用は月いくらですか。
- (4) 長所、短所はどのような点ですか。
- 4. その他の福祉サービスについて
 - (1) 利用したいものは何ですか。
 - (2) 長所、短所はどのような点ですか。
- 5. 合計の費用はいくらですか。
- 6. 全体の問題点は何ですか。

〔在宅以外の介護〕

- 施設では何を選択しますか。また理由は何ですか。
- 2. 月あたりの費用はいくらですか。
- 3. 長所、短所は何ですか。

Ⅳ 人権保障の発達と基本的人権の保障

1. 研究内容と方法

本グループでは、生徒が「政治・経済」の学習を通して、価値に関する思索を深めながら、 身近なところに起こる様々な問題を解決することのできる能力を育成するための指導につい て研究した。ここでは、普遍的な理念についての学習とともに、生徒の身近にある具体的な 問題に焦点を当て、「人権保障の発達と基本的人権の保障」を取り上げることとした。

これまで、人権に関する学習では、ともすると、権利を羅列したり、過去の判例などにとらわれた概念的な学習が多かったように思われる。こうした反省から、今回の研究では、人権保障の歴史やその内容などの概観を学習した後に、生徒の身近にある具体的な問題として「マスメディアと人権」「知的所有権」の2つを取り上げ、教材化した。

これらのテーマを取り上げた理由は、研究主題に基づいて次の2つの力を育てることを目指したからである。まず、現代社会の「情報化」「国際化」の急速な進展に対応する能力を養うことである。メディアは国内はもとより全世界の状況を24時間即座にリアルタイムで伝え、また、パソコンや通信機器は急速に普及し、インターネットにより家庭に居ながら瞬時に全世界と通信することが可能となった。そして、様々な情報が届けられ、その多様さがそのまま現代社会に生きる我々の価値観の多様性ともなっている。このように、情報は従来にはないほどの広がりと影響力をもつに至り、我々の生活には欠くことのできないものとなった。しかしその反面、従来の考え方では対応できない新たな人権問題が発生しているのも事実である。また、文書や映像などの複製が容易になったために、知的所有権のより強い保護が必要となってきている。この問題については、世界各国の文化・経済の相違から国際問題にまで発展していることも理解させたい。

2つ目は価値観が多様化している現代社会のなかで、自己の価値観を確立する力を養うことである。現代社会では実に様々な価値観が交錯している。先に述べたようにマスメディアの影響も大きく、毎日、テレビやその他のメディアから情報が氾濫している。こうした情報の洪水のなかで、メディアの情報の鵜呑みから脱却し、自ら主体的に考え、自己の価値観を確立できるような指導が必要とされている。また、形あるもののみに価値を認めるのではなく、形のないものにも価値を認める考え方を理解させたい。

これらの指導を行う上で、以下のような点に留意しながら指導方法を工夫した。

まず、知識として教える必要のあるものを整理・精選して、問題を解決する能力を養おうとしたことである。そのために、生徒が日常よく触れる機会の多い事柄から考えさせたり、 具体的な事例をもとにグループ別に討論をさせたりして、生徒自身に主体的に考えさせた。

第2に主題にもあるように、人間尊重の精神を涵養するように努めたことである。人権侵害に関する事例では、生徒が人権侵害を受けた側の立場からの理解ができるように授業を工夫した。第三者的立場ではなく、常に相手の立場に立った考え方により、他人と協調し思いやる心をはぐくむ指導の方法を考えた。

2 指導計画

第1時限 基本的人権の成立と法の下の平等(1)

第2時限 基本的人権の成立と法の下の平等(2)

第3時限 自由権的基本権

第4時限 社会的基本権

第5時限 新しい人権

第6時限 マスメディアと人権

第7時限 知的所有権

第8時限 人権のまとめ

指導計画は、今回の研究主題にしたがい、年間の授業時数との関係も考慮して、人権分野で 8時間扱いとして作成した。また、研究主題についての具体的な共同研究は第6時限及び第7時限についてそれぞれ実施した。

第1時限及び第2時限では、基本的人権の成立について学習し、「身分から契約へ」という言葉で表現される近代の社会が成立した歴史的社会的背景をも合わせて理解する。その際、後述の自由権と共に法の下の平等が大きな働きをしたことを学習する。現代の社会にあっても、様々な課題に対して法の下の平等の実現のために多くの努力がなされていることを考察し、生徒自身が、人間としての在り方生き方について考え、基本的人権を尊重する態度を養えるよう指導する。

第3時限では、自由権について学習する。自由権の内容である精神的・身体的・経済的自由権のいずれもが、現在における我々の考え方や行動の基準となるもので、価値観が多様化した現代社会の下でもその意義は失われてはいないことを理解する。また、自由権自体、当初の形式的な自由から実質的な自由へと発達していること、たとえば、表現の自由が現代の情報化社会に合致するよう「知る権利」や「情報公開請求権」・「アクセス権」・「反論権」などに発展していることを理解させ、新たな状況に的確に対応できる資質を育てられるよう指導する。

第4時限では、社会権について学習する。社会権は近代資本主義社会の原則的な価値基準である自由と平等に対して、福祉国家的な見地から修正変更を迫るものであることを理解する。すなわち、自由競争の結果その勝者はますます強大化し、その敗者はますます弱体化していく状況を「市民的自由」の名のもとに放置すれば、明らかに不公平かつ不正義な結果となる。つまり、社会権はそのような社会的弱者を生存権・教育権・労働権の名の下に、国家の助力によって救済する権利であることを理解する。そこで、将来において、生徒自身、ボランティア活動などを通じて社会的弱者の人々と実際に関わりをもつとき、たとえば生存権の重要性を主張するだけではなく、それらの人々が今何を必要とし、それに対して今自分にできることは何かなど人間尊重の精神に基づき、自ら考え判断し行動できるような能力を養えるよう指導する。

第5時限では、新しい人権について学習する。新しい人権は憲法制定の社会状況では権利として考慮されなかったが、社会の発展によって主張されるようになったこと、憲法の思想やその精神に反しない限りできるだけ承認しようとするものであることを理解する。また、新しい人権を実質的に保障していくことの重要性を学習すると同時に、たとえば、環境権に関連して

大量消費社会の繁栄の背景にある諸問題を学習することにより、それらが生徒自身の身の回りや地域に関わる身近な問題であることを自覚させ、ほんの少しの心がけで地球的規模の問題も自分たちの問題として取り組み、解決できるのだという姿勢をもてるよう指導する。

第6時限では、松本サリン事件に関し、情報の送り手や受け手あるいは誤報道による直接の被害者や、全く無関係の一般市民の間に生ずる諸問題の解決を通して、メディアの影響力の大きさやメディアの在り方と我々の関わり方について学習する。まず、メディア側の自由として「報道の自由」が主張される。他社よりも早く情報を伝えたい・視聴率や販売部数を伸ばしたいという動機から、裏付けも不十分なまま報道してしまう傾向が見られ、その結果、深刻な人権問題が生じることを理解する。次に、メディアにより人権侵害を受けた側として「名誉権・プライバシー権」の侵害が問題となるが、これらの権利の事後的な救済だけでは保護には十分でないことを学習する。最後に、一般市民の側あるいは事件の被害者側として「知る権利」が重要であることを学習する。ただし、肝心の市民の側でもメディアの報道を鵜呑みにしていないか、無批判に興味本位に受容していないかなどの問題もあるので、生徒自身が送られてくる情報について、果たして事実なのかどうかを判断し選択できるような能力を養えるよう指導する。

第7時限では、知的所有権のうち著作権について学習する。近年の急速な情報技術の発達に より、著作権=財産権=人権に対する被害が大きな問題になってきていることから、著作権の 意味や内容について学習し、生徒自身あるいは社会全体も含めて著作権に対するイメージが判 然としていないことを理解する。そして、我々が普段何気なく行っているコピーやダビングが どのような意味をもつのかについて考える。また、著作権をめぐるトラブルの具体例として、 通信カラオケの問題や知的所有権をめぐる国際的な問題などが存在することを学習する。すな わち、著作権は形のない財産権なので軽んじられる傾向もあるが、実際は、重大な国際問題に まで発展するケースも多いことを知る。次に、著作物を実際に利用する場合の問題点として、 著作物を自由に利用できる場合はどのような場合か、逆に、自由に利用できない場合にはどの ような手順で、誰の承諾を得るのか、使用料や補償金はいくらか、など解決しなければならな い問題が多くあることを考察する。このような問題を解決する過程で、著作権は非常に大切な 財産権=人権であるとの認識が生徒に定着するよう、また、「使えるものは使ってしまえ」と いうような価値観が安易に醸成されないよう指導する。さらに、「何時でもどこでも誰にでも 侵害し侵害されやすい人権」である著作権だけに、侵害する側と侵害される側とが容易に入れ 替わることがあり得ることを理解し、生徒自身、著作物を創作した人の立場に立って考えるこ とができるよう指導する。

第8時限では、人権の国際化について学習する。戦後、人権の国際的保障の観点から多くの宣言や条約が採択されてきた。しかし、どのような条約が採択されたかあるいは批准されたかだけではなく、生徒自身が人権問題に関して、国の内外を問わず、人間尊重の精神に基づいて基本的人権に関する問題をより的確に判断し行動できるような資質をもてるよう指導することこそ重要である。このことにより、各自の間の考え方や行動、国家間の文化の違いや価値観の相違などを見出だすことができ、その結果、相互理解も深まり国際的な共同歩調も取りやすくなることを学習する。

3 指導案

[「第6時限 マスメディアと人権」についての指導案]

(1) 本時のねらい

生徒の身近な情報源としてのマスメディアが人権侵害をしている事例を取り上げ、人権を擁護していく観点から、マスメディアの在り方と我々の関わり方について考えさせることをねらいとする。学習の過程で、それぞれの立場に分かれてグループ討論を行うが、その際に「その人の気持ちになって考える」という態度も育成していく。

(2) 展開例

	学習項目	学 習 内 容	指導上の留意点
	マスメディアの	• 資料プリントの新聞の見出しを見て、	• 松本サリン事件の新聞の
導	もつセンセーショ	どんな印象を受けたか発表しあう。	見出し部分を集めてプリ
入	ナリズム		ントにし、配布する。
5 分			・生徒の自由な感想、特に
"			第一印象を発表させる。
-	マスメディアに	・資料から松本サリン事件の犯人に疑	・事件の概略を説明しなが
	よる人権侵害	われた会社員Aさんの気持ちを考え、	ら、Aさんの気持ちが述
		発表する。	べられている記事を読ま
			せ、生徒の発言をもとに
			どんな感情が表れている
			かを板書する。
展		・この事件について、4つの立場で考	・ワークシートと同じ形式
		える(グループ討論)。	の枠線を黒板に書き、生
		①サリン事件の被害者・遺族	徒に書き込ませる。
		②疑われた会社員	
		③報道するメディア	
		④直接事件と関わらない一般市民	
Į.		・5人ずつのグループを8つ作り、そ	
		れぞれの立場について、2グループ	
		ずつが担当する。討論の結果を黒板	
開		に書く。	
1013		・黒板に書かれてた意見をワークシー	
		トに記入する。	
	マスメディアの	新聞の「見出し」から、メディアの	
	影響力と国民の	影響力を考察する。	
	知る権利	↓	

		「メディアによる人権侵害」と「メ	Aさんが、どのような人
		ディアの報道の自由」の関係につい	権侵害を受けたかについ
		て両者を対比しながら考える。	て考えさせる。
35			人格権→幸福追求権
			名誉権
			プライバシー権
分			• グループ討論での②と③
			の立場を対比する。
		・国民の「知る権利」と「情報を正し	グループ討論での①、③、
		く選ぶ判断力」の大切さを知る。	④の立場を対比する。
	マスメディアの	・マスメディアの在り方をその影響力	• この 2 点について自由に
	在り方/我々の	から考える。	発言させながら、まとめ
ま	在り方	発問「メディアは報道に当たって、ど	る。
٤		のような姿勢をとるべきなのか?」	
め		• 我々のマスメディアとの関わり方を	
10		考える。	
分		発問「メディアの報道をどのように	
		受け止めるべきなのだろうか	
		? 」	

(3) 評価の観点

- ① マスメディアの影響力とその人権侵害の可能性について、認識できたか。
- ② グループ討論に積極的に参加し、他人の立場で考える態度を示したか。
- ③ マスメディアの在り方と、我々のマスメディアとの関わり方について考えることができたか。

(4) 分析と考察

松本サリン事件について、生徒の理解度が様々なので、まず最初に事件の大まかな説明と疑われた会社員AさんやAさんの家族の状況を説明しておく必要があった。グループ討論では、出てきた意見を集約していく作業に時間が取られたり、良い意見がでてもグループの中で埋もれてしまったりする場面も見受けられた。後半の、立場の違いを対比する場面で、多様な考え方があることを指導していくことも必要だと思われる。

生徒たちには、「メディアの報道することはすべて事実で正しい」という思い込みがあったようで、それが誤解や人権侵害を生むもとになるということは認識したようである。しかし、望ましいメディアの在り方については、「はっきりすべてが判明するまで報道を控えるべきだ」という意見と、「誤解を生まないように表現に配慮した上で、逐次報道すべきだ」という意見に分かれた。

(5) 参考資料

朝日新聞 1995年7月8日

<サリン事件の被害者・遺族> • 一刻も早く、犯人を捕えてほしい。 ・もし自分の潔白が証明できなければ、このまま殺人犯 • 自分の気持ちをぶつける対象がほしい。 ということにされてしまうのだろうか。 ・犯人に損害補償の請求をしたい。 • 自分や自分の家族は、どのように周囲の人々の目に耐 えてゆけば、よいのだろうか。 (I) 2 <直接事件と関わらない一般市民> <報道するメディア> 4 •早く犯人が知りたい。 ・一般市民は、我々メディアの報道に期待している。 • 新聞やテレビで報道していれば「この人が犯人」 •早く犯人について報道したい。 と思ってしまう。 ・他のメディア、他の会社の報道に遅れはとれない。 (できれば、自分たちの独占スクープにしたい)

<疑われた会社員>

20

〔「第7時限 知的所有権」についての指導案〕

(1) 本時のねらい

情報化と国際化の進展のなかで、知的所有権の侵害が国際的にも国内的にも大きな問題になっている。この知的所有権のうち、ここでは主に著作権を取り上げるが、知的所有権の財産権としての位置づけを確認させるとともに、その保障の必要性を理解させることをねらいとする。

これまでの公民科の学習から、生徒も権利の保障は大切であるということを理解しているが、生徒の日常生活の一部となっている「コピー」を例として、自分も使い方によっては、 罪悪感のないまま、知的所有権を侵害してしまう側に立つかもしれないこと、すなわち、実 生活において、自分自身が侵害しているあるいは侵害する可能性が高い権利があることに気 付かせたい。そのうえで、著作物を作った側、すなわち異なる立場に立って考える姿勢を学 ばせることで、人権尊重の精神を培いたい。さらに、今まで形のないものに対する価値を軽 視していなかったかどうか、自己の価値観を見直す一助とすることもねらいとする。

(2) 展開例

	学習項目	学 習 内 容	指導上の留意点
導 入 10 分	生徒の日常生活の 中でのCopy right	・発問について、考える。 (著作物を利用する立場) Q1:コピーをしたことがあるか。 Q2:何をコピーしたのか。 Q3:コピーしたのはなぜか。	・発問により、生徒の日常生活に密接に結びついている権利としての複製権を主な内容とする著作権について、生徒の関心を引き付ける。 ・数人の生徒に答えさせる。 ・Q3では、「コピー」によって、時間的・経済的節約が図れて(手軽で安価)便利なことを確認する。
展	著作権とは何か	・発問について、考える。 (著作物を作った人の立場) Q4:自分のノートのコピーで、 友人が自分より良い成績をとっ たらどう思うか。	・著作物を作った人の立場と利用する側の2つの立場があって、 人権保障の観点と、社会の文化 発展との折り合いをつけなければならないことに、生徒自身に
開		・日常生活に密接な場面について考える。Q5:CDをカセットテープに	気付かせる。CD、カセットテープを見せ

		ダビングすることは許されるの	3.
		か。	・著作物の個人的利用は認めら
		Q6:ダビングしたカセットテー	れること、その範囲を超えて利
	9	プを、お金をとって貸したり、	用する場合には、著作権者の許
		売ったりしたらどんな問題があ	諾が必要で、使用料・補償金等
		るか。	を支払わなくてはならない仕組
			みになっていることを理解させ
			3 °
			「使えるものは使ってしまえ」
			という考えに陥らないよう、人
			権尊重の立場から考えるように
			配慮する。
			• プリントを配布する。
		• 複製禁止のただし書の意義を	• C D、本、コンピュータソフ
,		理解する。	トを見せながら、著作権表示マー
30		プリントマーク・ただし書	クや複製禁止のただし書を示す。
	著作物をめぐるト	• 著作権が侵害された具体例に	
	ラブル	ついて学習する。	
		プリント通信カラオケ	・プリントの事例を示す。
分		(新聞記事 95.12.30. 朝日	・形のないものにも、価値があ
	8	96.7.22 日経・日経流通)	ることを確認させるとともに、
			保護の難しさを理解させる。
		•情報化・国際化の進む現在、	
		著作権をめぐるトラブルが大き	
		な問題となっていることを知る。	
		プリント…知的所有権をめぐる	• プリントの事例を示す。
		国際的な問題	• 情報化が進展すると、コンピュー
		(新聞記事の見出し	タソフトをめぐる問題がクロー
		95.2.27~96.6.18。 朝日)	ズアップされる。
			・各国の文化、経済の相違から、
			国際問題が生じてしまうことが
			あることを考えさせる(第8時
			限との関係上、あまり深入りは
			しない)。
-			,,,,,
	知的所有権とは	・著作権には、財産権としての	• ワークシートを配布する。

	何か	側面以外に、著作人格権として	
ま		の側面もあることを知る。また、	
٤		著作権以外にも知的所有権とし	
め		て位置づけられる権利があるこ	• 基本的人権の中の財産権とし
10		とを学ぶ。	て知的所有権を位置づけ、保護
分		• プリントで作業をする。(知	する必要生を確認するのみなら
		的所有権に関するワークシート)	ず、形のない権利であるが故に、
		・財産権として保護されている	自分自身はそれを軽視していた
		現状と、保護すべき必要性につ	ことに気付かせる。
		いて認識する。	

(3) 評価の観点

- ① 具体的事例に対して、主体的に考える姿勢があったか。
- ② 著作権の保護がどのようになされているかを理解し、身の回りのことに関心をもてたか。
- ③ 知的所有権の財産権として位置づけが理解できたか。
- ④ 社会の変化に伴い、人権保障も拡大していることを理解できたか。

(4) 分析と考察

知的所有権に関して、関心のあった生徒はほとんどおらず、生徒たちがいかにこの権利を意識することなく「コピー」を行ってきたかをうかがい知ることができた。また、著作物の創作者となることを現実的な想定として考えられないせいか、その侵害行為に対する罪悪感が希薄な生徒が少なくなかった。ただし、国際化・情報化の進展によってますます重要な問題となるであろうことは十分理解できたようである。この教材をきっかけとして、形のないものに対する価値観を見つめ直し、日常生活における自己の行動を反省してほしいものである。今後は、ますます問題となるであろうコンピュータソフトの保護や、インターネット上での著作権の保護をはじめとする人権保障について、どのように教材として取り上げるかを考えていきたい。

(5) 参考文献•資料

- Frank H. Foster, Robert L. Shook 著「入門 アメリカ知的財産権」安形雄三訳 日本評論社
- 松浦康治「ここが「知的所有権」違反です」中経出版
- · 芳原信「知的所有権読本」JICC 出版局
- 中山信弘「マルチメディアと著作権」岩波新書
- 名和小太郎「サイバースペースの著作権-知的財産は守れるのか-」中公新書
- 別冊ジュリスト「著作権判例百選<第2版>」有斐閣
- (社) 著作権情報センター パンフレット「はじめての著作権講座 著作権って何? 」

(社)日本音楽著作権協会(JASRAC)パンフレット 「知的所有権に関するワークシート」

1. 著作権

著作物(小説・脚本・論文・講演・音楽・舞踊・絵画・彫刻・地図・図面・映画・ビデオ レコード・(CD)・キャラクター・写真・編集物・設計図・建物(コンピュー ターソフト)・(データベース))

著作者は、著作物を創作した時点から、原則としてその死後(50)年間、権利を保護され る

著作者の権利

著作(人格)権

公表権氏名表示権同一性保持権

著作権・・・(財産権)

- (複製権) ex.出版 複写 録音 録画
- 上演権、演奏権
- 放送権、有線送信権
- 口述権
- 展示権
- 上映権、頒布権、貸与権
- 翻訳権、翻案権
- •二次的著作物の利用に関する権利 ex. 翻訳物に関する原作者 の権利

【関係条約】ベルヌ条約(文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約) 万国著作権条約

copyright notice (著作権表示)

(©) 又は Copy right か、Copr 〇〇年 〇〇〇〇

(最初の発行年)(著作権者の氏名)

cf. (著作隣接権)

著作物を公衆に伝達する者(実演家・レコード製作者など)に与えられる権利で、実演 等が行われたときから50年間保護される

ex. 貸与権……レコード発売後1年間 貸しレコードについて報酬を受ける権利……貸与権消滅後49年間

2. 工業所有権

名称((商標 ®·商号)

商標法 · 商法

技術 (発明= (特許) ・考案=実用新案) → 特許法・実用新案法

デザイン (意匠)

不正競争防止法 • 意匠法